

## 議案第 2 号

### 東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 30 年 1 月 25 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 改正理由

外国語指導助手の 1 年目の任用期間が 1 年未満の場合における任用の更新期間、報酬の区分及び年次有給休暇の日数に関する規定を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

公布の日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手設置規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を改正する。

第2条第2項中「労働基準法」の右に「（昭和22年法律第49号）」を加える。

第4条第1項中「1年間」の右に「（当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合は、その期間）」を加え、同条第2項中「5年間」の右に「（1年に満たない期間を定めて任用した期間がある場合にあっては、4年間に当該期間を加えた期間）」を加える。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任用の日から1年に満たない期間を定めて任用した場合において任用期間の更新がされたときにおける前項の表の規定の適用については、任用の日から当該1年に満たない期間の満了の日までの間を1年目とする。

第8条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第12条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第13条第1項中「20日間」の右に「（1年に満たない期間を定めて任用する場合にあっては、教育長が定める日数）」を加える。

第29条第2項第4号中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市外国語指導助手設置規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）新旧対照表【抜粋】

新	旧																				
<p>(身分等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 外国語指導助手に関し必要な事項で、この規則に定めのない事項については、労働基準法 <u>(昭和22年法律第49号)</u> その他の法令、市の条例及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の定めるところによる。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年間 <u>(当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合は、その期間)</u> とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の任用期間が満了した後、外国語指導助手が必要な能力を有すると認める場合には、当該外国語指導助手について、1年間任用期間を更新することができる。ただし、引き続き5年間 <u>(1年に満たない期間を定めて任用した期間がある場合にあっては、4年間に当該期間を加えた期間)</u> の任用期間が経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 外国語指導助手に係る特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）別表第1の2の表の任命権者が定める報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td style="text-align: right;">280,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における2年目</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における3年目</td> <td style="text-align: right;">325,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目</td> <td style="text-align: right;">330,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 任用の日から1年に満たない期間を定めて任用した場合において任用期間の更新がされたときにおける前項の表の規定の適用については、任用の日から当該1年に満たない期間の満了の日までの間を1年目とする。</u></p> <p><u>3</u> 一略一</p> <p><u>4</u> 一略一</p> <p><u>5</u> 一略一</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、この規則に別段の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき <u>前条第5項</u> の</p>	区 分	報酬月額	1年目	280,000円	任用期間の更新がされた場合における2年目	300,000円	任用期間の更新がされた場合における3年目	325,000円	任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	330,000円	<p>(身分等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 外国語指導助手に関し必要な事項で、この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令、市の条例及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の定めるところによる。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年間とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の任用期間が満了した後、外国語指導助手が必要な能力を有すると認める場合には、当該外国語指導助手について、1年間任用期間を更新することができる。ただし、引き続き5年間の任用期間が経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 外国語指導助手に係る特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）別表第1の2の表の任命権者が定める報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td style="text-align: right;">280,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における2年目</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における3年目</td> <td style="text-align: right;">325,000円</td> </tr> <tr> <td>任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目</td> <td style="text-align: right;">330,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2</u> 一略一</p> <p><u>3</u> 一略一</p> <p><u>4</u> 一略一</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、この規則に別段の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき <u>前条第4項</u> の</p>	区 分	報酬月額	1年目	280,000円	任用期間の更新がされた場合における2年目	300,000円	任用期間の更新がされた場合における3年目	325,000円	任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	330,000円
区 分	報酬月額																				
1年目	280,000円																				
任用期間の更新がされた場合における2年目	300,000円																				
任用期間の更新がされた場合における3年目	325,000円																				
任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	330,000円																				
区 分	報酬月額																				
1年目	280,000円																				
任用期間の更新がされた場合における2年目	300,000円																				
任用期間の更新がされた場合における3年目	325,000円																				
任用期間の更新がされた場合における4年目及び5年目	330,000円																				

新	旧
<p>規定により計算した1時間当たりの額を同条第1項に定める報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額することができなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。</p>	<p>規定により計算した1時間当たりの額を同条第1項に定める報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額することができなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。</p>
<p>2 -略- (休日)</p>	<p>2 -略- (休日)</p>
<p>第12条 -略-</p>	<p>第12条 -略-</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、<u>同項</u>の休日に勤務することを命ずることができる。 (年次有給休暇)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、<u>前項</u>の休日に勤務することを命ずることができる。 (年次有給休暇)</p>
<p>第13条 外国語指導助手に対し、第4条第1項に定める任用期間中に20日間(<u>1年に満たない期間を定めて任用する場合にあっては、教育長が定める日数</u>)の年次有給休暇を付与する。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。</p>	<p>第13条 外国語指導助手に対し、第4条第1項に定める任用期間中に20日間の年次有給休暇を付与する。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。</p>
<p>2～3 -略- (懲戒処分)</p>	<p>2～3 -略- (懲戒処分)</p>
<p>第29条 -略-</p>	<p>第29条 -略-</p>
<p>2 -略- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。</p>	<p>2 -略- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法(<u>昭和22年法律第49号</u>)第20条に規定する手当を支給しない。</p>